

- ・市財政の現状と課題
- ・“あまがさき”行財政構造改革推進プランの概要
- ・平成20年度主要施策

「尼崎市の再生と 発展をめざして」



住民自治
基盤の確立

財政基盤
の確立

平成20年4月
尼 崎 市

— 目 次 —

はじめに	1
第1章 市財政の現状と課題	1
1 尼崎市の予算	1
2 市税収入と地方交付税	2
3 高い水準で推移する義務的経費	4
4 大幅に抑制している投資的経費	5
5 底をつく基金（貯金）、依然として残る市債（借金）残高	6
6 硬直化した財政構造	7
第2章 “あまがさき” 行財政構造改革推進プランの概要	9
1 策定の目的及び背景	9
2 財政健全化のレベル	10
3 今後の収支見通しと構造改善の考え方	11
4 財政基盤と住民自治基盤の確立	12
5 改革改善項目	13
目標1 「財政の健全化」	13
目標2 「地域社会で支える仕組みづくり」	17
目標3 「行政経営システムの構築」	19
改革改善の取組一覧	22
6 施策の重点化方向	25
第3章 主要な施策	26

はじめに

尼崎市では、経営再建プログラム（平成15年度から19年度まで）の策定時に見込まれた5ヵ年における約800億円の累積の収支不足額については、改革改善に取り組んできた結果、500億円を超える効果額を計上し、財源対策を合わせた収支改善により解消できることとなり、最大の目標であった「財政再建団体への転落阻止」について、その危機は回避できることとなりました。

しかしながら、市債（借金）の発行や基金（貯金）の取崩しなどの財源対策を講じなくても歳入（収入）に見合った歳出（支出）の規模で行財政運営を行っていく必要があります。また、少子高齢化の進行や生活における安全安心に対する不安の解消など、新たな市民ニーズにも的確に対応していかなければなりません。

こうしたことから、平成20年度以降において、さらなる財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で共に支える仕組みづくりなど住民自治基盤の確立に向け、「あまがさき」行財政構造改革推進プラン」を策定しました。

改革改善を進めていくためには、市役所の努力に加え、市民の皆様のご理解とご協力が欠かせません。市民の皆様は、これら状況の説明とご意見をいただく一助とするため、この冊子を作成いたしました。

第1章 市財政の現状と課題

1 尼崎市の予算

本市の予算は、一般会計、特別会計、公営企業会計という3つの会計（グループ）に分かれており、平成20年度当初予算の3会計の合計額は4,325億円となっています。

区 分	20年度当初予算
一 般 会 計	1,834億円
特 別 会 計	2,048億円
公 営 企 業 会 計	443億円

- ・ 一般会計とは、市税を主な財源として、福祉や教育、道路や公園の整備など、さまざまな分野の仕事を行うための会計で、多くの事業やサービスは一般会計で行っています。
- ・ 特別会計とは、介護保険や国民健康保険のように、保険料などの特定の収入により、特定の事業を行うため、一般会計と区分するために設けている会計です。
- ・ 公営企業会計とは、水道やバスのように事業収入により経営を行うため、一般会計と区分するために設けている会計です。

一般会計は、平成20年度当初予算で1,834億円となっており、そのうちの約1,020億円が市税などの一般財源（使いみちが決まっていない、市が自由に使えるお金）で、残りの約814億円が国や県からの補助金などの特定財源（使いみちが決まっているお金：例えば、道路や公園を整備する場合に、国から交付される補助金などで、道路や公園の整備のために使わなければならないお金）となっています。

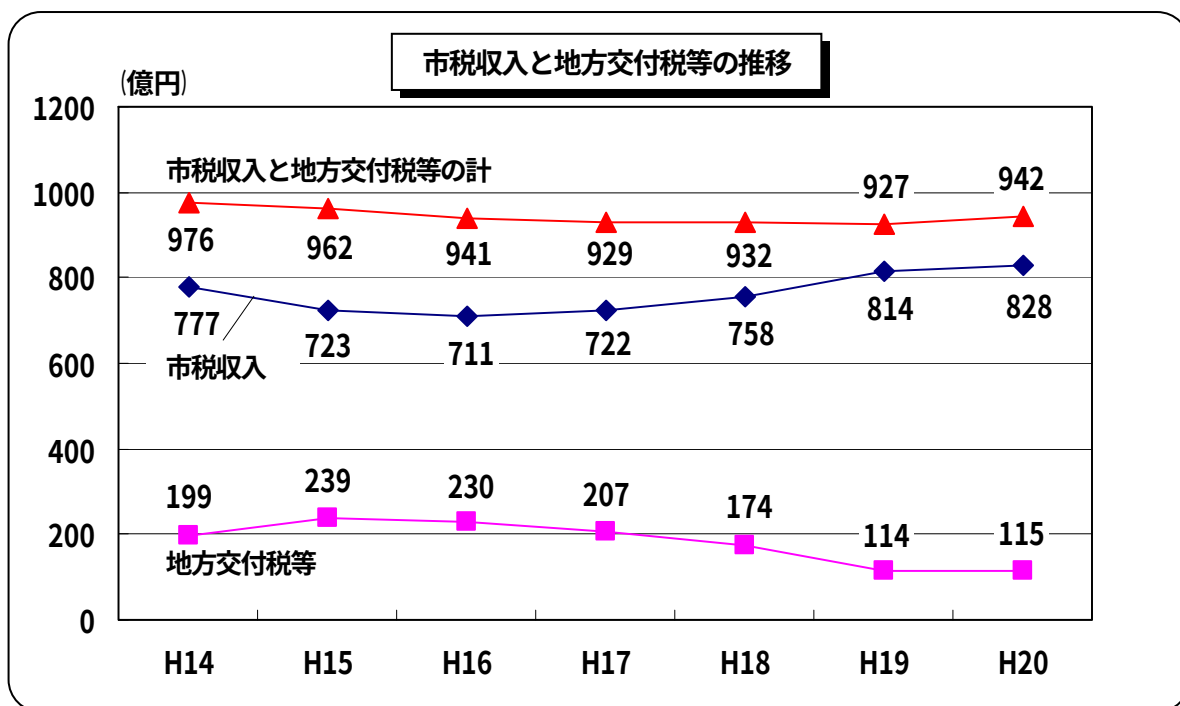
2 市税収入と地方交付税

市税収入は、平成 16 年度を境に増加傾向に。
地方交付税等は平成 15 年度をピークに半減に落ち込む。

歳入の根幹である市税収入は、固定資産税の減少傾向に歯止めがかかり、上向きに転じるとともに、税制改正の影響や景気の回復によって、個人市民税、法人市民税は増加傾向にあります。が、原油調達コスト上昇に伴う原材料価格の高騰などにより、景気の先行きに翳りが見え始めており、楽観はできません。

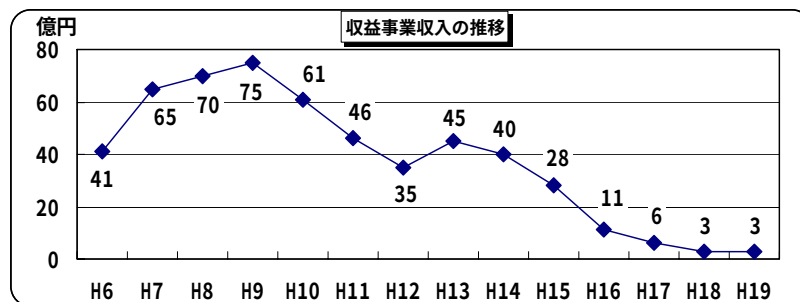
一方で、地方交付税は市税収入を補完する役割のものであることから、市税収入が増加すると減少しています。併せて国の進める三位一体改革の影響などにより、臨時財政対策債を含む地方交付税等の総額は、ピーク時の平成 15 年度に比べ、約半分となっています。

両者を合わせた合計額は、平成 20 年度はやや持ち直すと想定しているものの、全体でみると緩やかな減少傾向にあります。また本市特有の競艇事業などの収益事業収入は、バブル経済崩壊後、レジャーの多様化などにより大きく落ち込んでいます。



※ 地方交付税等には臨時財政対策債を含む。

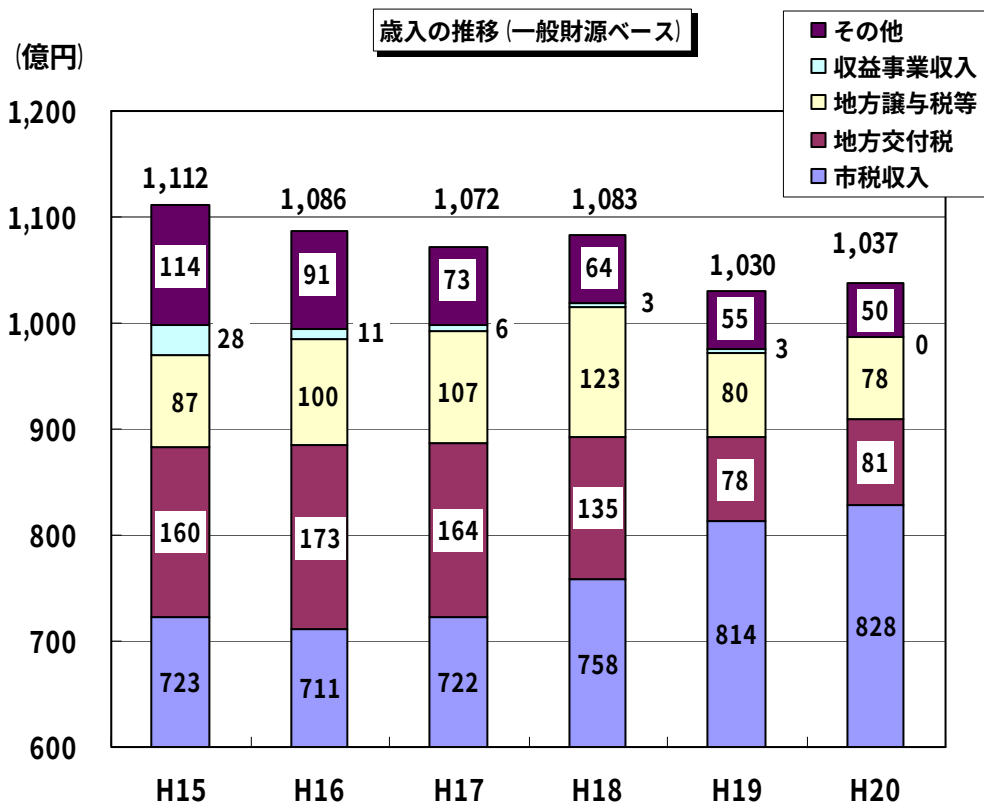
※ 各年度の数値は決算額。ただし、19 年度は 2 月補正後予算額、20 年度は当初予算額（以下同じ。）



※ 収益事業収入のピークは平成 2 年度の 146 億円

Q 歳入の一般財源（財産売払収入、財源対策を除く）は、どのような状況ですか。

A 市税収入は増加の傾向にあるものの、地方交付税等を含めた歳入の一般財源（財産売払収入、財源対策を除く）は減少しています。



※ その他：減税補てん債、臨時財政対策債等



用語解説

一般財源：財源の使途（使いみち）が特定の目的に限定されずに、どのような経費にも使うことができる財源のことです。市税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。

地方交付税：全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。

地方譲与税：国税として徴収されるものの、実質的には地方公共団体の財源とされているものについて国から交付されるものです。地方道路譲与税や自動車重量譲与税などがあります。

臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するため、特例的に発行可能な地方債のことで、発行可能額は普通交付税と合わせて算定されます。

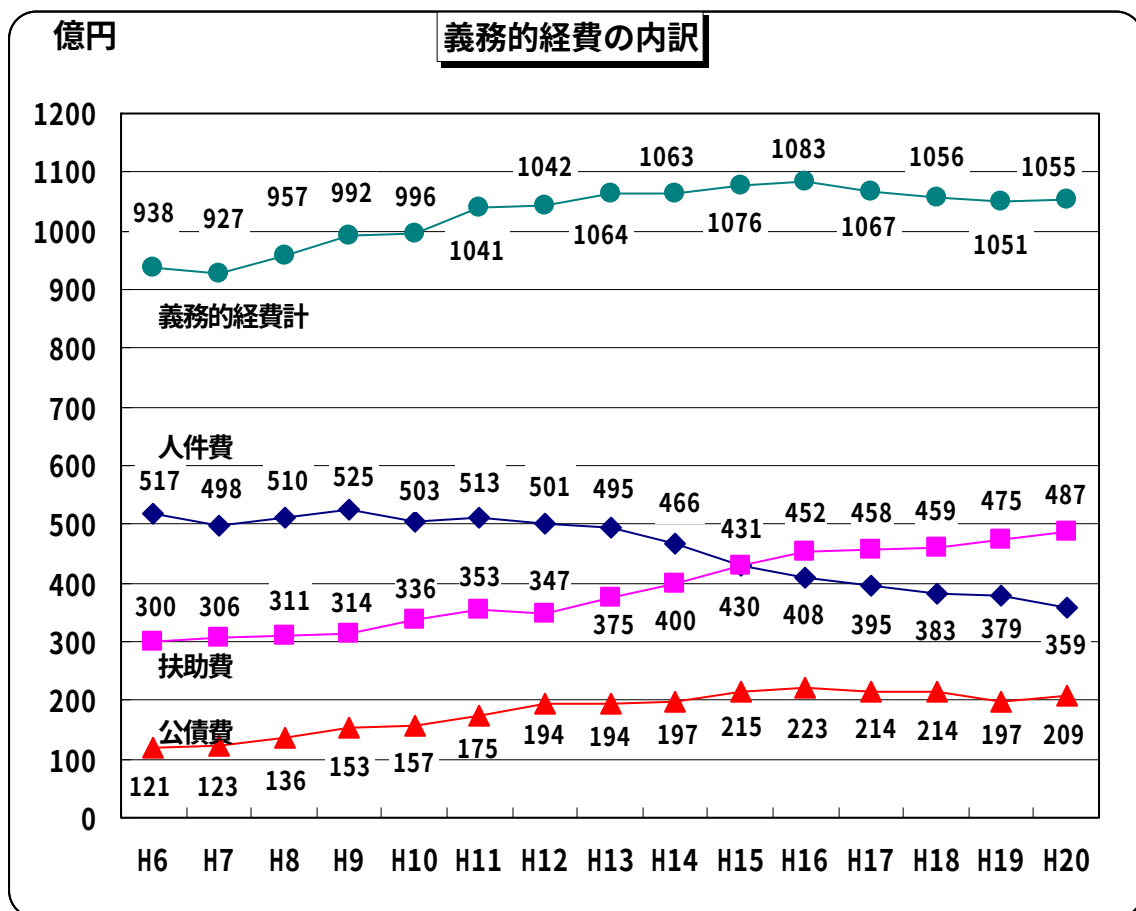
財源対策：歳入の不足分を補うために、基金（貯金）の取崩しや市債（借金）の借入れなど、緊急避難的な措置を行うこと



3 高い水準で推移する義務的経費

人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、依然として高い水準となっています。

義務的経費のうち、人件費は職員定数の削減などにより減少していますが、生活保護費や児童扶養手当や児童手当などの扶助費は増加しています。市債（借金）の償還である公債費は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興などに発行した市債の影響により、高い水準となっていますが、ここ数年は投資的経費の抑制等により横ばい傾向にあります。



※ 義務的経費の公債費は、借換債・NTT無利子貸付分を除いています。



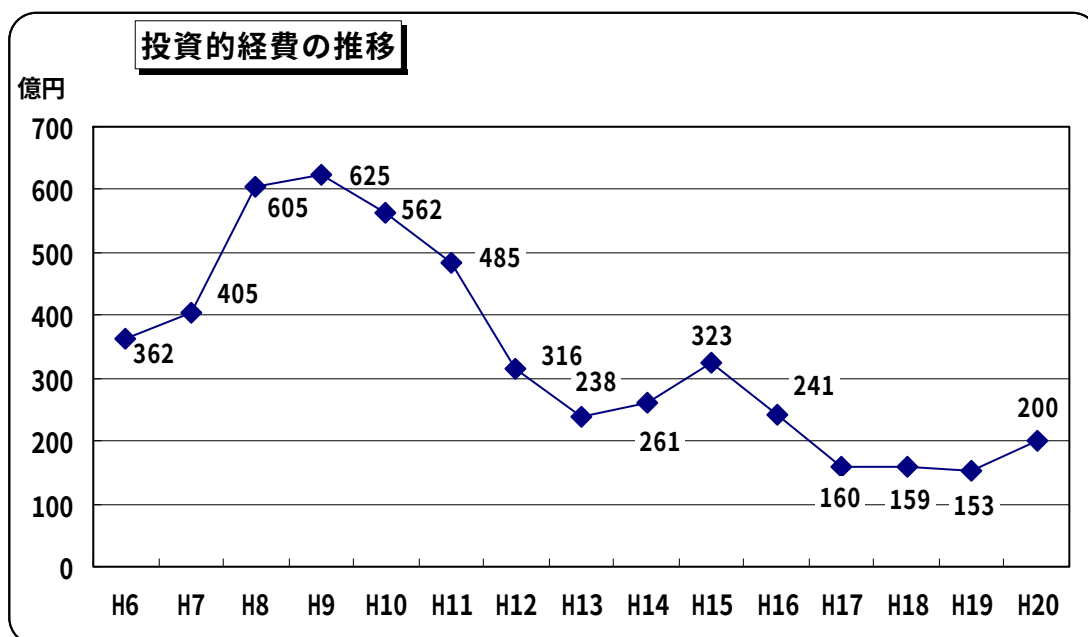
家計にたとえると

子どもの養育費、家や車のローンなど固定的な支出が、家計を圧迫している状態が続いています。

4 大幅に抑制している投資的経費

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業を最優先課題に取り組んできましたが、ここ数年大幅に抑制しています。

投資的経費は、阪神・淡路大震災直後は復旧・復興事業を最優先課題として取り組んできましたが、ここ数年は大幅に抑制しています。しかしながら、今後は公共施設の耐震化など、大規模な投資が見込まれることから、限られた財源の中で計画的に進めていく必要があります。



— 用語解説 —

義務的経費：性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指します。

扶助費：地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの各種法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額のことをいいます。

公債費：地方公共団体が借入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額のことをいい、過去の債務の支払いに要する経費です。（借りたお金とその利息の支払い額のことです。）

市債：学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、地方公共団体が政府、銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といい、この「地方債」のうち、市が調達する資金を「市債」といいます。

投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。



5 底をつく基金（貯金）、依然として残る市債（借金）残高

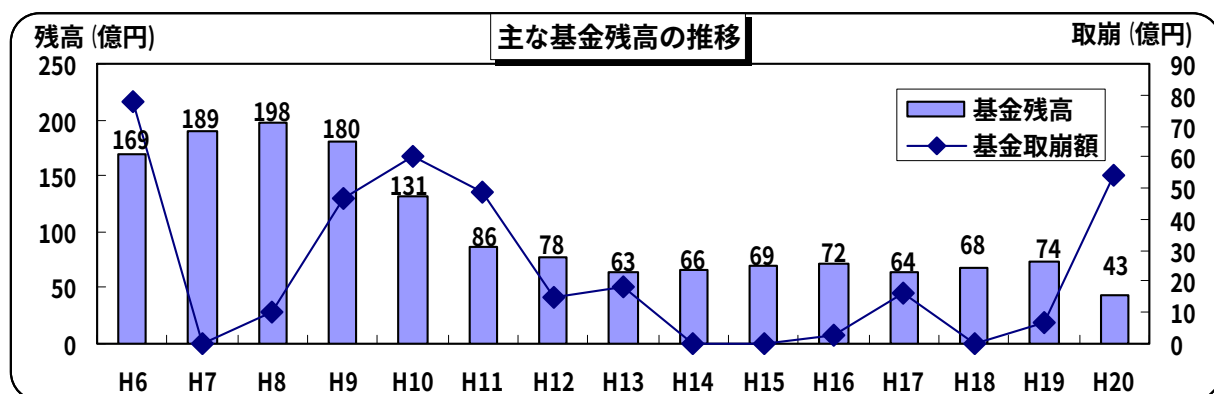
基金残高（20年度末見込み）

43億円（市民一人当たり約9千円）

市債残高（20年度末見込み）

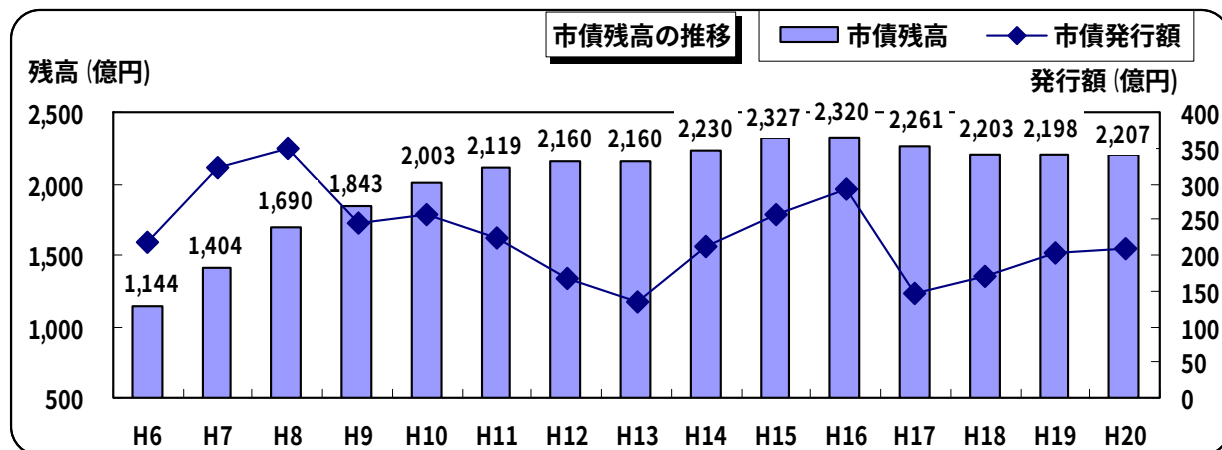
2,207億円（市民一人当たり約47万9千円）

基金の残高はほぼ底をついており、取り崩しすることが難しくなっています。また、市債残高は、阪神・淡路大震災の復旧・復興に加え、その後も財源対策として、市債を発行してきたことから、多額のままで推移しています。



※1 主な基金とは、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、土地開発基金（17年度末廃止）

※2 20年度は残高見込み



※ 20年度は残高見込み

— 用語解説 —

基金：税収が急激に減少したり、予期せぬ災害が発生した時に備えるもの（積立基金）や、利子を財源に事業を支えるもの（定額運用基金）など、特定の目的のために積み立てられるお金で、家庭での貯金にあたります。

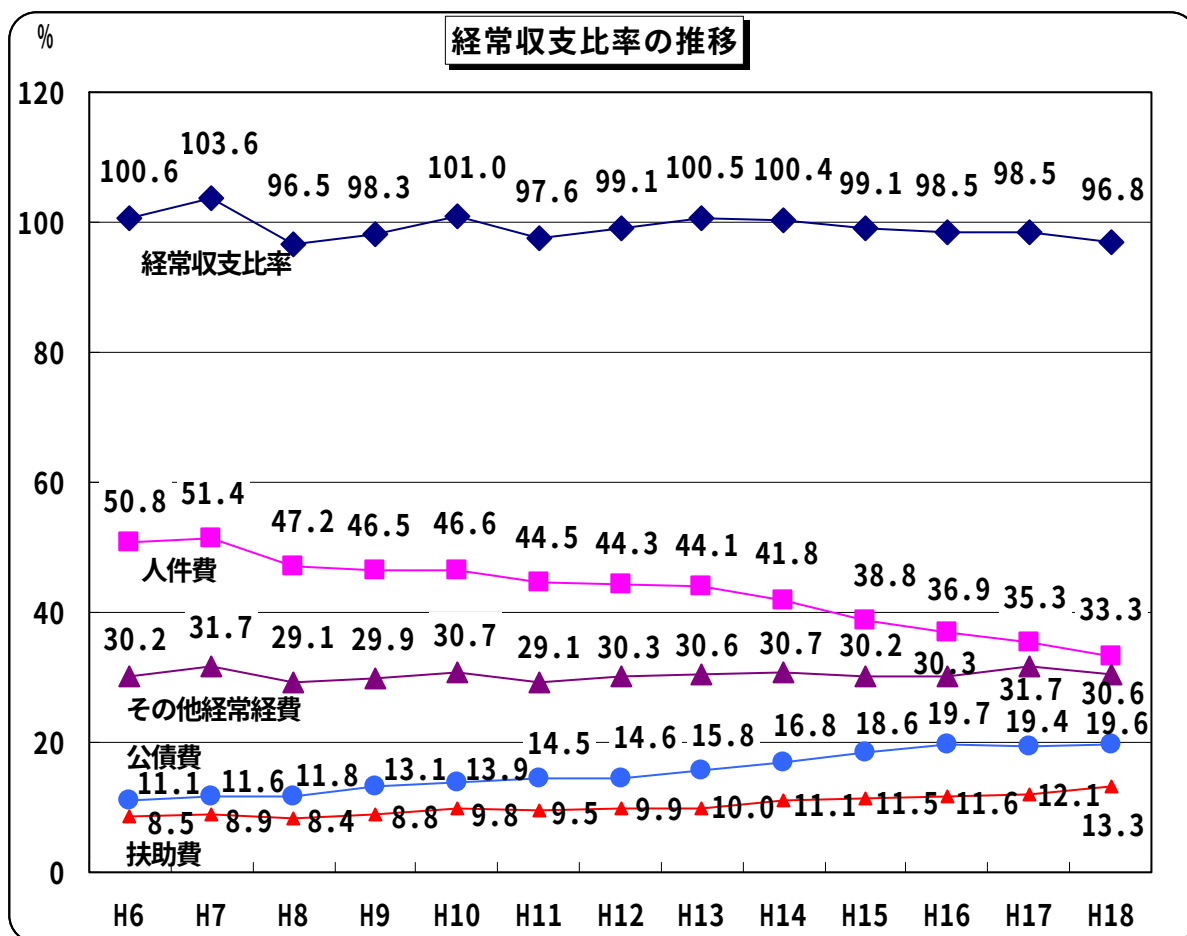


6 硬直化した財政構造

経常的な収入のほとんどが経常的な支出に充てられ、新しい取組などに充てる余力がない状態（経常収支比率が100%前後で推移する財政構造）

財政の健全性を示す指標の一つである経常収支比率は、人件費の削減等により引き下げる努力はしているものの高い水準で推移しています。

市税や地方交付税などの経常的な歳入のほとんどが、扶助費や公債費、人件費などの経常的な歳出に充てられ、新しい取組などに充てる余力がないという極めて硬直化した財政構造にあります。



※ 経常収支比率の中で最大の課題であった人件費については、先の経営再建プログラムの取組みにより、14年度41.8%だったものが18年度には33.3%にまで改善され、一定の成果を上げていますが、一方で公債費や扶助費などは悪化しており、依然として厳しい状況が続いています。



家計にたとえると

食費、光熱水費、教育費、ローン返済費など毎月支出が必要となる経費を給料だけでまかなうのが精一杯な状態です。こうした経常的な出費に加え、家具や建物の修繕・買替など臨時的に支出が必要な場合は、貯金などをおろしてまかなっている状態です。

Q 経常収支比率は、何パーセントが望ましいのですか。

A 経常収支比率は、財政の健全性を示す指標として以下の算式により求められ、一般的には75%から80%が望ましいとされています。

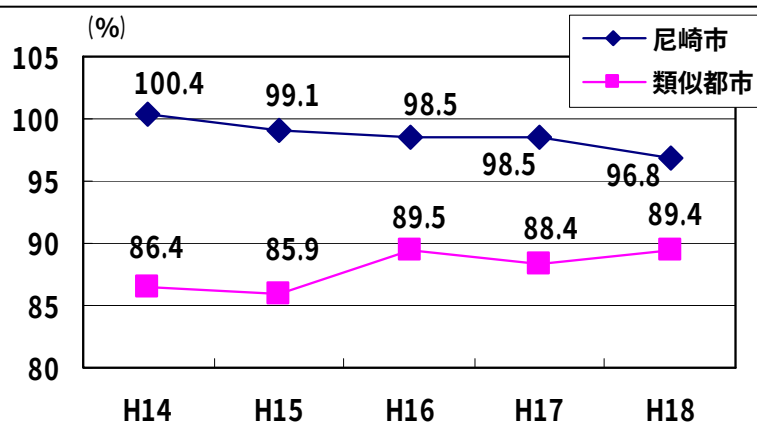
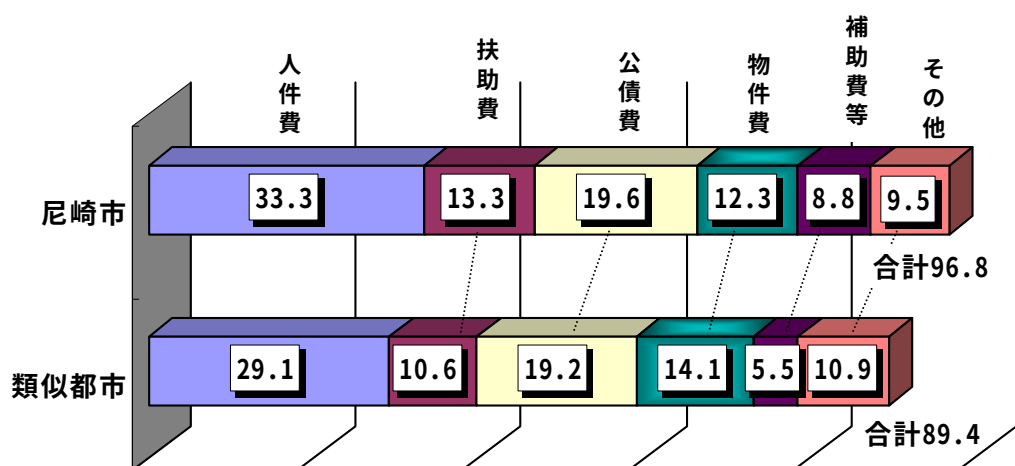
$$\text{人件費などの経常経費充当一般財源} \div \text{市税などの経常一般財源総額} \times 100\%$$

Q 財政構造を、他市と比較するとどうなっているのですか。

A 類似都市を、7.4ポイント上回った高い水準にあります。



経常収支比率の比較（18年度決算統計）



※ 類似都市：人口や産業構造の似通った12市(宇都宮市、市川市、船橋市、松戸市、八王子市、相模原市、金沢市、西宮市、岡山市、松山市、大分市、鹿児島市)

第2章 “あまがさき”行財政構造改革推進プランの概要

1 策定の目的及び背景

◇尼崎市ではバブル経済崩壊以降、長引く不況などにより、市税収入や収益事業収入が減少したことなどから慢性的な収支不足をきたし、厳しい財政状況にあります。

平成14年10月に、平成15年度から19年度までの収支を試算したところ、5カ年で累積約800億円の収支不足額が見込まれたため、平成15年2月に「尼崎市経営再建プログラム」を策定し、財政の健全化の取組を進めてきました。その結果、最大の目標であった財政再建団体への転落阻止については回避できることとなりました。

◇しかしながら、現在の状況は、市の借金である市債の活用など多額の財源対策を講じなければ、通常の歳入では歳出を賄うことができておらず、実質的な収支均衡は確保できていない状況です。

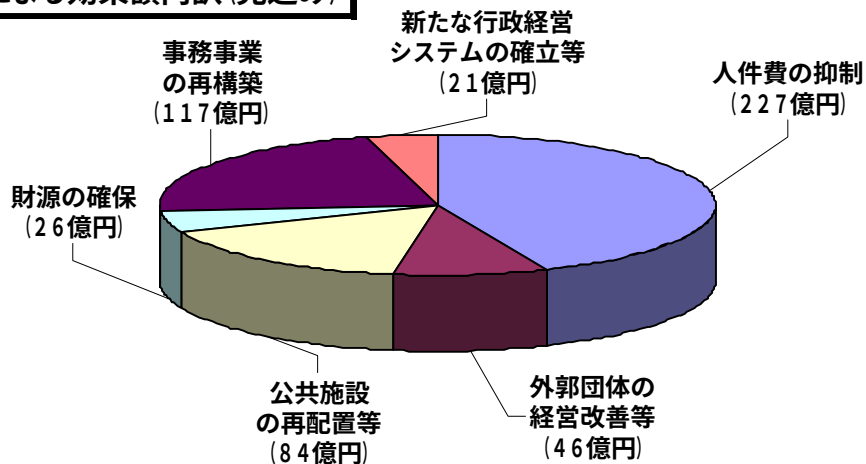
◇また、国・県における行財政改革や社会保障制度改革など、外的要因が大きく変わることにより、より厳しい局面を迎えることも視野に入れておく必要があります。

◇一方で、社会をめぐる状況は、少子高齢化の進行や、生活における安全・安心に対する不安が以前に比べて増している状況にあります。

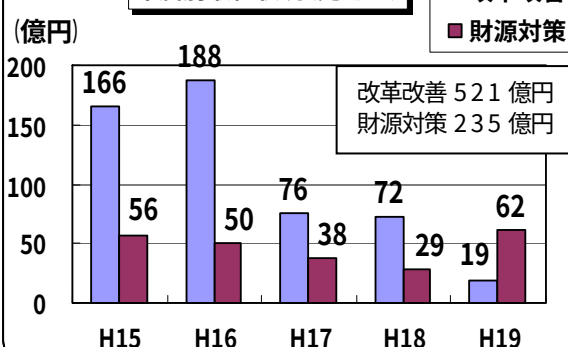
◇こうしたことから、平成20年度から24年度までの5か年を計画期間とする『あまがさき』行財政構造改革推進プラン』を策定し、財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で支える仕組みづくりなど、住民自治基盤の確立に努めていくこととしています。

・経営再建プログラムでの取組

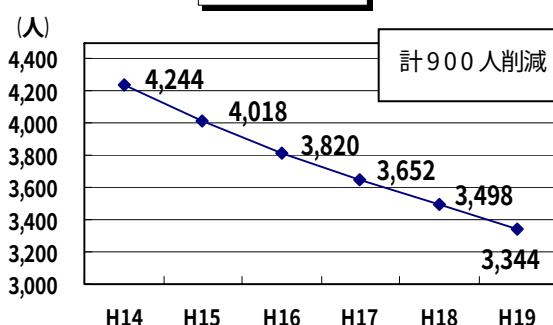
改革改善による効果額内訳（見込み）



年度別取組状況（見込み）



職員定数の推移



2 財政健全化のレベル

財政健全化を推進するにあたって、そのレベルをわかり易く大別すると次のように考えることができます。

レベル1 財政再建団体への転落の恐れがある。

予想される赤字が、自治体としての主体性を維持するための最低限のラインである財政再建ライン（標準財政規模の20%）を超える恐れがあります。

レベル2 形式的な収支均衡の確保が図られている。

財源対策を講じることで、健全財政の基礎的条件である歳入と歳出のバランスが保たれています。

レベル3 実質的な収支均衡の確保が図られている。

見かけ上の収支だけではなく、財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっています。

レベル4 財政の長期的安定性がある。また、財政構造の弾力性がある。

世代間の公平性にも十分留意し、償還能力に見合った負債管理が行われているなど、持続可能な財政運営の将来展望があります。また、その歳出構造は硬直化したものではなく、バランスのとれたもので一定の新規事業枠等の確保ができています。

レベル5 財政の対応力が十分に備わっている。

不測の経済変動等に柔軟に対応できる、強固な財政基盤が確立されています。
（基金の拡充（標準財政規模の20%）等）



・目指すべき財政健全化のレベル

経営再建プログラムの取組成果などにより、財政再建団体への転落の恐れがある「レベル1」の状況は、当面回避できる見込みですが、現在の本市財政状況は、形式的な収支均衡の確保が図られているものの、多額の財源対策を講じており、「レベル2」の段階にしかない状況です。

そのため、「あまがさき」行財政構造改革推進プランにおいては、実質的な収支均衡の確保が図られている状態にある「レベル3」を目指すこととしています。

3 今後の収支見通しと構造改善の考え方

◇プラン期間中の収支見通しについては、各年度ともに多額の財源対策を講じなければ、歳入と歳出のバランスが取れていない状況にあります。



今後の収支見通し[構造改善及び財源対策を加味しない場合] (単位：億円)

	H20	H21	H22	H23	H24
歳 入	1,043	1,060	1,061	1,062	1,062
歳 出	1,149	1,180	1,159	1,145	1,124
差引収支(単年度収支)	△106	△120	△ 98	△ 83	△ 62
累積収支	△106	△226	△324	△407	△ 469

構造改善効果額

(単位：億円)

	H20	H21	H22	小計	H23~24	計
財源の確保	1	2	1	4		
人件費・負債の抑制	4	6	5	15	(23)	(50)
事務事業の見直し等	1	2	5	8		
効果額計(単年度)	6	10	11	27	(23)	(50)

※ 事務事業の見直しにかかる職員定数削減効果は、人件費・負債の抑制欄に一括計上しています。

4 財政基盤と住民自治基盤の確立

- ◇ 国の権限を地方に移し、地方がその実情に合った適切な業務を行う地方分権が進んでいます。そんな中、地方自治体が自らの意思で地域課題に最適な解決策を見つけ出し、取り組んでいくことが今まで以上に求められています。
- ◇ そのため、このプランでは「財政基盤」と「住民自治基盤」の確立を大きな2本の柱として設定し、さらにそれを実現するために「財政の健全化」「地域社会で支える仕組みづくり」「行政経営システムの構築」という3つの目標を定め、改革改善の取組を進めていきます。



財政基盤の確立

- ◇ 本市の財政構造を、実質的な収支均衡の確保が図られている状態とし、財源対策をしなくても、歳入（収入）に見合った歳出（支出）規模となる状況を目指します。
- ◇ プラン最終年度の平成24年度には、改革改善に取り組まない場合と比べて50億円の構造改善を目指します。
- ◇ 競艇などの収益事業収入や土地売却による収入を基金に積み立てるとともに、市債の発行を抑制するなど、財政規律を確保します。
- ◇ 社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた上で、施策の重点化を図りながら財源等の効率的、効果的配分に努め、財政悪化を招かない行政経営システムの構築を目指します。

住民自治基盤の確立

- ◇ 少子高齢化や情報化、国際化などの社会情勢の変化の中で、多様化・複雑化している地域課題に対し、協働のまちづくりで地域の力を高めることを基本として、市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など多様な主体が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく仕組みづくりを進めていきます。
- ◇ 行政の責任において行うべき生活保護制度などの公的なセーフティネットとともに、おたがいさま、おかげさまの精神により、地域の中の多様な主体が相互に助け合い、支え合える地域社会に向けた取組によって、市民が安心できる暮らしを支えていきます。

5 改革改善項目

目標1「財政の健全化」

(1) 財源の確保

① 収入率の向上

収入率の向上・滞納額の縮減は、財政運営上及び税等の負担の公平性の確保の観点からも極めて重要な課題です。

歳入の根幹となる市税等の収入率の向上については、具体的な数値目標を定めて取り組みます。また、長期・悪質な滞納案件について差押え等の法的処分の強化を図るとともに、徴収体制の強化に努めます。

主な項目	取組内容
収入率の向上	市税収入…平成24年度における現年課税分の収入率を98.4%とします。 保育所保育料…平成24年度における現年度分の収入率を98.3%とします。 住宅家賃…指定管理者制度を導入した中で、収入率を現年度・過年度併せて87.9%と定め取組中です。 [方策] 動産や給与等の差押の強化、インターネット公売の実施、徴収嘱託員の活用、コンビニ収納の実施、納税催告センターの設置など。 [実施時期 平成20年度～]

② 市有財産の有効活用等

市の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することで広告料収入を得るという新たな財源確保に努めます。また、使用料・手数料について必要な改定を行います。

さらに、市営住宅の空家募集の回数を増やすなど、既存ストックの有効活用を図ることにより、歳入の増加に努めるとともに、市が保有する未利用地についても貸付や売却を進めます。

主な項目	取組内容
広告事業の推進	市報、ホームページ等の媒体を利用し、財源の確保に努めます。 [広告媒体] ・印刷物(広報誌、封筒、はがき、冊子、パンフレット等) ・ホームページ(バナー広告) ・その他の資産(公用車、玄関マット等) [実施時期 平成20年度～]
使用料・手数料の算定方式の検証	適正な使用料・手数料の算定に資するため、わかりやすい透明性のある原価計算の考え方や積算基準等の整理を行います。 [実施時期 平成21年度]
保育所保育料体系及び減免制度、保育料算定の見直し	平成15年度に見直した本市の保育料体系について、平成20年度に評価を行い、今後の体系及び保育料額のあり方について検討します。また、減免制度や保育料算定について見直す方向で併せて検討します。 [実施時期 平成21年度]
市営住宅空家募集回数の増	県営住宅や近隣都市並に年2回の空家募集を行い、入居事務サイクルの短縮を図ります。 [実施時期 平成20年度]

市立幼稚園保育料の見直し	受益者負担の観点から、阪神間他都市の状況等を踏まえ、保育料を改定します。 [実施時期 平成 21 年度]
--------------	---

③ 各種減免制度の見直し

現行の制度の必要性や、他の給付施策等との整合性、阪神間都市等との均衡性などを検証し、制度の見直しを図ります。

主な項目	取 組 内 容
減免制度の見直し	今日的視点から現行制度の必要性が低いもの、他の給付施策（生活保護）等で代替措置がされているもの、阪神間都市等の状況についても検証する中で、制度の見直しを図ります。 [対象] 市税、土地水面使用料、下水道使用料 [実施時期 平成 21 年度]

④ 企業誘致や地域の雇用拡大などに伴う税収の増加

企業誘致を進めることにより、地域経済の活性化や雇用拡大を図り、税収の増加に努めます。

主な項目	取 組 内 容
企業立地促進法の取組	企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、企業立地促進税制等の各種支援策を活用していきます。 [実施時期 平成 20 年度]

⑤ 実態に見合った地方交付税の確保

法令等による義務付けがあり、実施内容について市の裁量が働かない経費などについて、実態に見合った地方交付税措置を行うよう、国・県に対して積極的に働きかけ、財源の確保に努めます。

主な項目	取 組 内 容
実態に見合った地方交付税の確保	実態に見合った地方交付税措置を行うよう、国・県に対して要望等を行います。 [実施時期 平成 20 年度～]

(2) 人件費の抑制

① 職員定数の削減

事務事業の廃止や執行体制の見直しを行う中で、引き続き積極的な定数削減を行います。また、団塊の世代の職員の大量退職に伴い、今後急激に職員数が減少していくことから、少数精鋭を基本とした計画的な職員の採用や人材育成、知識や経験の伝承等についても計画的に取り組む中で、組織力や職員のモチベーションの維持、向上に努めていきます。

主な項目	取 組 内 容
職員定数の削減	職員定数について、①今後の行政需要（業務の廃止や見直し、新規事業への対応）、②採用数（人材の確保）や年齢・職種構成等を見据えた安定した組織維持の視点、③事業分野別の類似都市との比較、④今後の人件費比率の推移への対応等を、退職動向と併せて勘案する中で、平成 20～24 年度の 5 ヶ年で 500 人を目標に削減に取り組んでいきます。 [実施時期 平成 20 年度～]

② 給与構造の見直し等

職員給与については、平成 19 年度から人事院勧告における給与構造改革を踏まえ、給料表の改正等を実施し、大きな構造改善効果額を導き出してきたところですが、平成 20 年度以降についても、国基準の給与制度を基本に、給与構造の見直しを進めるとともに、厳しい財政状況の中、引き続き、市民に対する市職員の姿勢を示すことから、特別職、一般職ともに給与削減措置についても取り組んでいきます。

主な項目	取 組 内 容
給与構造の見直し	国基準を基本に、初任給及び昇格年数の基準並びに期末・勤勉手当、通勤手当等の諸手当について、見直しを行います。 [実施時期 平成 20 年度～]
給与削減措置の実施	厳しい財政状況のもと、地域手当等の給与削減措置を実施します。 [実施時期 平成 20 年度～]

(3) 負債の抑制

現在、繰延べしている負債については、償還を基本として縮減に努めるとともに、土地開発公社経営健全化計画の着実な実施を図ることなどにより、負債の抑制に向けた取組を進めます。

また、市債残高の抑制については、高金利の政府系資金については繰上償還・低金利な市債への借換を行い、さらに、通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本とします。

主な項目	取 組 内 容
土地開発公社経営健全化計画の取組	総務省から公社経営健全化団体の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいきます。また、その中で、公社の借入金利を抑制するため、内部資金の調達を拡充します。 [実施時期 平成 18～22 年度(計画期間)]
高金利の政府系資金の繰上償還、借換	過去に借り入れた一定利率以上の政府系資金について、繰上償還、借換を行うことにより、金利負担の軽減を図ります。 [実施時期 平成 19～21 年度(借換期間)]

(4) 事務事業の見直し

① 民間等において実施されている同種サービス等の見直し

今日的視点から公共施設の民間等への移管を検討するとともに、民間等において実施されている同種サービスや、費用対効果が十分でないもの、さらに当初目的を達成したと思われるサービス等について見直していきます。

主な項目	取 組 内 容
し尿等処理方法の見直し	し尿・し尿浄化槽汚泥の処理設備の老朽化に伴い、当該設備を更新せず、公共下水道施設を活用した処理方法に変更します。 [実施時期 平成 21 年度]
保育所の環境改善及び民間移管	保育環境の改善、待機児童の解消、多様化する保育ニーズへの適切な対応、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、プレハブ造りの保育所及び鉄筋コンクリート造りの保育所の民間移管を計画的に推進するとともに子どもを生み育てやすい環境の創出を図ります。 [実施時期 平成 21 年度～]

市民プールの整理統合	利用者の減少や大幅な収支乖離に加え、施設の老朽化に伴い安全確保に必要な維持、改修経費が増大するため、施設の整理統合を図ります。 [実施時期 平成 20 年度～]
市立全日制高等学校の見直し	高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行います。 [実施時期 平成 22 年度～]
市立幼稚園の見直し	市立幼稚園のあり方について検討を行います。 [実施時期 ー]
小学校給食調理業務の見直し	給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次計画的に民間事業者へ委託します。 [実施時期 平成 20 年度～]
ごみの減量・リサイクルの推進	ごみ排出量の削減に取り組むため、家庭系、事業系のごみ減量化施策を推進し、ごみ処理施設のさらなる効率的な運転を実施します。 [実施時期 平成 20 年度～]

② 随意契約の見直し

公平性、透明性、競争性の観点から、現在、随意契約で実施している事務事業については競争入札へ変更していきます。

主な項目	取組内容
電力自由化による電力契約の変更	電力自由化に伴い、電力契約について、本庁舎、ごみ処理工場をはじめとした施設において、入札を導入します。 [実施時期 平成 20 年度～]
一般家庭ごみ収集運搬業務委託のあり方についての検討	一部地域で試行的に入札を実施した、一般家庭ごみ収集運搬業務委託を検証し、全委託地域の契約方法のあり方について検討します。 [実施時期 ー]

③ 市単独事業等の見直し

税を財源として実施している市単独事業等で、年齢などを基準とした一律給付的な事業については、利用者負担の導入など施策の転換も含め、事業のあり方について見直していきます。

主な項目	取組内容
老人市バス特別乗車証の見直し	安定的・効果的に制度を継続していくため、利用者負担の導入など、事業の見直しを検討し、実施します。 [実施時期 平成 22 年度]

④ 外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進

「外郭団体の統廃合及び経営改善について」（平成 19 年 1 月）の方針に基づき、随意契約をしていた業務委託の競争入札への変更及び委託料・補助金の削減等の取組を促進するとともに、統廃合に向け団体との協議調整を進めます。

主な項目	取組内容
外郭団体経営改善及び統廃合	外郭団体を取り巻く環境は厳しさを増しており、自立経営を促進する必要があるため、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」（平成 19 年 1 月）の方針に基づき、経営改善及び統廃合の取組を進めます。 [実施時期 平成 20 年度～]

目標2 「地域社会で支える仕組みづくり」

(1) 地域コミュニティの振興

少子高齢化や情報化などの社会情勢の変化の中で、個々の価値観やライフスタイルなども変化してきており、それに伴って地域課題はますます多様化・複雑化しています。これまでは、生活保護などの市民生活を支える仕組みが、公的なセーフティネットとして機能してきました。しかし、多様化・複雑化しているこれらの地域課題に対しては、市民や地域団体、NPO法人、事業者、行政などの地域の多様な主体によって、対応していかなければなりません。

また、児童虐待問題や、悪質商法などの消費者被害といった、個人の努力だけでは容易に脱却できない生活困難事象については、地域住民などの協力を得ながら、行政が主体となって対応していますが、このような市民と行政による連携の取組は重要になってきます。

こうした協働のまちづくりで地域の力を高めていくことを基本として、市民と行政が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく取組を、今後もさらに広めていくとともに、そのためには地域コミュニティの活性化が重要であり、身近な地域での出会いの場づくりを通じて、地域を構成する多様な主体の連携づくりに取り組みます。

主な項目	取組内容
地域における協働運営の仕組みづくり	市民(地縁型・テーマ型市民活動団体、事業者、個人等)、行政(地域振興センター等)が連携して、地域の課題を把握・集約し、共に解決策を考え、地域自ら解決し、または政策提案する仕組みづくりを進めます。 [実施時期 平成20年度]
身近な地域での出会いの場づくり	地域の課題解決力の向上を図るため、県民交流広場事業の活用など身近な地域(連協単位等)での出会いの場づくりを通じて、地縁型市民活動団体やテーマ型市民活動団体など様々な主体のネットワークづくりを進めます。 [実施時期 平成20年度]

(2) 地域活動団体の育成・支援

今後、協働の取組をさらに広げていくためには、今まで縁のなかった市民が新たにまちづくりに参加することや、協働の考え方に基づく取組が行政の様々な分野にまで拡大・浸透することが求められていることから、若い世代や団塊の世代をはじめ、より多くの市民がまちづくりに参加するきっかけとなるような意識啓発や、協働を進める職員の自覚と責任を促す仕組みづくりなどの取組を進めます。

また、活発化しつつある市民の自主的な活動への支援を充実するため、市民活動の展開のための側面的支援に向けた取組を進めるとともに、事業者が市民活動を支援するなど、市民が市民活動を支援する仕組みづくりに向けた取組を進めます。

主な項目	取組内容
協働に関する市民意識の啓発	まちづくりへのより多くの市民参加を促進するため、協働や市民活動について、市民意識を啓発する学習会・講座、活動事例紹介などを実施します。 [実施時期 平成20年度]
職員研修の充実	職員の協働や市民活動についての理解を深めるため、ボランティア体験型研修を拡充するとともに、市民との合同研修を実施するなど、職員研修の充実を図ります。 [実施時期 平成20年度]

協働推進担当職員の配置	職員の意識改革を図り、協働の視点からそれぞれの業務内容を見直すとともに、市民からの提案に対応するなど、協働の取組を推進するため、関係課に協働推進担当職員を配置します。 【実施時期 平成 20 年度】
公募制補助金制度の充実	広域的または身近な地域で活動している市民活動団体を側面的に支援するため、公募制の補助金制度を充実します。 【実施時期 平成 20 年度】

(3) 多様な主体との連携・協働の推進

市民の市政への参加・参画意識や公共サービスを担う力は向上してきており、今後はさらに、そうした意識の高まりや力を最大限に活用していくことが求められます。

こうしたことから、より多くの市民の知識と経験を市政に生かすことができるよう、様々な段階での市民参加・参画の機会の充実に向けた取組を進めるとともに、地域課題等について、市民からの提案をもとに市民と行政が共に解決方法を考え、共に解決していくなど、市民からの提案を実現するための仕組みづくりに向けた取組を進めます。

併せて、地域の課題解決に迅速かつ柔軟に対応できる行政の体制の整備など、行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実のための取組を進めます。

主な項目	取 組 内 容
Eメールによるアンケートの充実	市政への市民参加を促進するため、インターネットを活用し、市民の意識や考えを迅速に把握するEメールによるアンケートの充実を図ります。 【実施時期 平成 20 年度】
市政サポーター制度の実施	知識、経験を生かし、市の事業を支える市政サポーターを市役所を皮切りに配置し、順次活躍の場を広げていきます。 【実施時期 平成 20 年度】
市民による協働の取組の検証	協働の取組を市民が検証する場を設けます。 【実施時期 平成 20 年度】

(4) 情報公開と情報の共有

これまでも行政情報については、積極的に公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう工夫しながら情報の共有化に取り組んできたが、今後はさらに、市民活動などに関する情報についても、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるよう、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めていく必要があります。

こうしたことから、引き続き、行政情報の積極的な公開・提供に向けた取組を進めるとともに、市民活動に関する情報の収集・発信に向けた取組を進めます。

主な項目	取 組 内 容
まちづくりに関する情報の共有化	まちづくりに関する情報について、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めるため、次の取組を行います。 ・市報、ホームページ等の充実 ・市民活動発表会の開催 ・公共施設等を活用した情報の発信 ・市民活動情報の集約 【実施時期 平成 20 年度】

目標3 「行政経営システムの構築」

(1) 予算編成システムの改革

本プランで目指す財政の健全化、「財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっている」状況を達成するために、事業実施部門の知恵と工夫を最大限に生かし、限られた財源を効率的・効果的に振り向けることができるよう、各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みを検討します。

あわせて、より効果的な行政運営を目指すため、事務事業評価システムをはじめとする行政評価を予算編成や決算審査に活用するなど、事業の再構築が促進される予算編成システムを構築していきます。加えて改革改善運動など行政運営の中にPDCAサイクルを定着させる取組についても継続して実施します。

また、公会計の整備については、平成20年度決算からの公表を目途に、公営企業や第三セクター等も含む連結ベースでの財務諸表の整備を図っていきます。

主な項目	取組内容
予算編成システムの改革	決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築を目指し、次の取組を進めます。 ・各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みの検討 ・行政評価を予算編成、決算審査に活用 ・公会計の整備 [実施時期 平成20年度～]

(2) アウトソーシングの推進

アウトソーシングについては、これまでも民間の専門的な知識・ノウハウを活用することにより、行財政運営の減量化、効率化や市民サービスの向上などを図るという観点から、順次取り組んできましたが、硬直化した財政構造の是正に資するため、また、団塊の世代の大量退職に備えるため、さらなる民間活力の活用を図ります。

さらに、アウトソーシングについては、市民や地域団体等の活動の活性化を図り、地域の力を高める機会として、また、地域における雇用の創出や起業化につながるような視点からも検討を進める必要があります。

加えて、公共サービスの質の維持・向上や経費の節減を図る一つの手法として、市場化テスト導入の可能性を探っていきます。

主な項目	取組内容
市報あまがさき編集業務の見直し	専門的・技能・知識を有する人材派遣を導入することにより、編集業務の安定化を図るとともに、行政運営の効率化・減量化を図ります。 [実施時期 平成20年度]
巡回郵便業務及び文書集配業務の見直し	巡回郵便については、郵便局を利用しているが、業者選定に入札等の方法を導入するとともに、直営で行っている集配業務についても併せて委託します。 [実施時期 平成20年度]
(仮称) 庶務事務センターの設置	人事給与関連業務について、新たなシステム構築を行うとともに、業務の一部を集約化し、派遣職員等を活用することによって、内部事務手続の簡素・効率化と組織のスリム化を実現します。 [実施時期 平成21年度～]

(3) 指定管理者制度の推進

法令等により指定管理者制度が導入できない公の施設を除き、本市の全ての公の施設について、今日的視点から施設のあり方などを検討する中で、市民サービスの向上や管理経費の縮減等制度導入による効果が見込める施設について、積極的に指定管理者制度の導入を検討していきます。

また、非公募により指定管理者制度を導入した施設については、2期目以降の指定管理者の選定にあたり、公募の拡大を図ります。

主な項目	取 組 内 容
直営により管理している公の施設の指定管理者制度導入の検討	直営により管理している公の施設のうち、市民サービスの向上や管理経費の縮減等制度導入による効果が見込める施設について、指定管理者制度の導入を検討していきます。 (対象施設) ・図書館、公民館、地区会館など [実施時期 ー]
外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大	「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、公募の拡大を図ります。 (対象施設) ・身体障害者デイサービスセンター ・老人福祉センター ・すこやかプラザ ・有料公園施設(橘・小田南公園内) ・軟式野球場・多目的運動広場(魚つり公園内) [実施時期 平成21年度]

(4) 組織の見直し

① 組織体制の簡素・効率化等の推進

自治体を取り巻く状況の急激な変化の中で、これまで以上に組織課題や時代に対応した迅速かつ的確な意思決定や市民サービスの提供が可能な組織の仕組みが求められるようになっていることから、簡素・効率的かつ機能的な組織体制の見直しを行います。

主な項目	取 組 内 容
組織体制の簡素・効率化の推進	現行の局・部・課の3階層から2階層への見直しや機構の廃止・統合等、下位への権限委譲を行うことで、組織構造を改革するとともに、全ての役職階層についての権限や職責の見直しを行います。 これに伴う管理職の削減について、計画期間中の退職者の約半数の削減を目標に取り組んでいきます。また、組織の簡素化や事務の効率化・IT化の流れに伴い、局総務課機能の見直しも併せて行います。 [実施時期 平成20年度～]

② 組織課題や時代に対応した組織体制の整備

新たな組織体制に必要とされる職員像を明確化し、個人が意欲とやりがいを持ちつづけ、組織目標の実現に向け可能性を最大限に発揮できる新たな人材育成計画を策定するとともに、職員の能力や努力の成果を正當に評価し、人事や給与に反映する新たな人事システムを構築することにより、少数精鋭型組織にふさわしい職員を育成します。

また、新たな課題や組織を横断する課題に柔軟に対応していくため、組織の弾力的な運用を行います。

主な項目	取 組 内 容
組織課題や時代に対応した組織体制の整備	・新たな人材育成計画を策定し、今後の少数精鋭型組織が求める人材像や価値観、評価の基準を明確に示し、職員の意欲を喚起する中で、次代を担う人材を計画的に採用・育成していきます。 ・職員の能力と業務能率の持続的向上を図るため、勤務実績評価や職務行動評価の手法を取り入れ、組織の目標に職員の能力を的確に結集する仕組みや、適正な能力評価の仕組みを構築し、困難な課題に対し、計画的かつ果敢に取り組む職員の努力の成果について正当に評価し、給与等の処遇面に反映させていきます。 ・新たな課題や組織を横断する課題に対し迅速かつ的確に対応できるよう、組織の改編に加え、プロジェクトチームの活用や組織事務分担の見直しについても年度途中も含め、より臨機応変な仕組みを構築します。 [実施時期 平成 20 年度～]

○ 改革改善の取組一覧 (取組方針別)

		事業名
目標 1 財政の健全化	(1) 財源の確保	収入率の向上
		1 収入率の目標数値の設定 (市税)
		2 収入率の目標数値の設定 (保育所保育料)
		3 収入率の目標数値の設定 (市営住宅家賃)
		4 インターネット公売
		5 市税のコンビニエンスストア収納の実施
		6 市税滞納者に係る差押えの強化
		7 納税催告センターの設置
		8 国民健康保険料収納業務の一部事務の見直し
		市有財産の有効活用等
		9 広告事業の推進
		10 公有財産の有効活用
		11 使用料・手数料の算定方式の検証
		12 保育所保育料体系及び減免制度、保育料算定の見直し
		13 弥生ヶ丘墓園管理料制度の見直し
		14 斎場使用料の見直し
		15 保健所使用料の見直し (市外加算)
		16 市営住宅空家募集回数の増
		17 市営住宅維持管理業務の見直し (市営住宅敷地に駐車している車両の所有者等から使用料を徴収)
		18 市営住宅空き駐車場の有効活用方策の調査・検討
		19 無料公園施設の有料化
		20 市立幼稚園保育料の見直し
		各種減免制度の見直し
		21 減免制度の見直し
		企業誘致や地域雇用などに伴う税収の増加
		22 企業立地促進法の実施
		実態に見合った地方交付税の確保
		23 実態に見合った地方交付税の確保
(2) 人件費の抑制	職員定数の削減	24 職員定数の削減
	給与構造の見直し等	25 給料の水準の見直し
		26 住居手当の見直し
		27 通勤手当の見直し
		28 期末・勤勉手当の見直し
		29 給与削減措置の実施
(3) 負債の抑制	負債の抑制	30 土地開発公社経営健全化計画の実施
		31 高金利の政府系資金の繰上償還、借換
(4) 事務事業の見直し	民間等において実施されている同種サービス等の見直し	32 公衆・公園等便所清掃業務の見直し
		33 し尿等処理方法の見直し
		34 市民課窓口業務の検証
		35 総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し
		36 まつば園の民間移管
		37 保育所の環境改善及び民間移管
		38 労働福祉会館、労働センターの施設のあり方を見直し
		39 尼崎市立勤労者レクリエーションセンターの民間移管
		40 魚つり公園施設の見直し
		41 市民プールの整理統合
		42 市立全日制高等学校の見直し
		43 市立定時制高等学校の見直し
		44 市立幼稚園の見直し

	45	小学校給食調理業務の見直し
	46	行政協力員制度の見直し
	47	文書発送方法の見直し
	48	浄書等業務の契約方法の見直し
	49	事務の概要の廃止
	50	職員貸与被服の見直し
	51	公用車運転業務の見直し
	52	ごみの減量・リサイクルの推進
	53	さわやか指導員制度の見直し
	54	車両整備業務の見直し
	55	クリーンボックスの見直し
	56	市民まつり協議会事務局機能の移管
	57	市民相談業務(交通事故相談業務)の見直し
	58	ちかまつ・文化関係業務の見直し
	59	医療資金融資あっ旋預託金の廃止
	60	高齢者住宅整備資金貸付金の廃止
	61	福祉医療に係る事務委託料等の見直し
	62	ベビーホーム委託事業の廃止
	63	法人保育園中規模施設改修補助金の廃止
	64	青少年センター機能の見直し
	65	訪問リハビリテーション事業の廃止
	66	商工業施策の体系的整理とメニュー化
	67	産業・労働部門の各種表彰事業の見直し
	68	財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所への派遣の見直し
	69	勤労者福祉資金融資制度の廃止
	70	尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の公益法人化
	71	まちかどチャーム賞の実施方法の見直し
	72	交通安全教育体制の見直し
	73	通路橋使用料体系の見直し及び使用許可台帳のシステム化
	74	緑化普及啓発業務執行体制の見直し
	75	道意地下道管理業務の見直し
	76	下水道使用料減免制度の見直しに伴う事務経費の削減
	77	下水道施設維持管理体制の見直し(北部浄化センター)
	78	優良建築物等整備事業の休止
	79	市街地再開発事業等特別融資あっ旋事業の廃止
	80	市街地再開発事業等特別融資あっ旋制度等利子補給事業の廃止
	81	尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し
	82	緊急車両の配置、運用、装備等の見直し
	83	市立高等学校施設管理業務の見直し
	84	学校開放運営事業の見直し
	85	図書館業務の見直し
	86	公民館業務の見直し
随意契約の見直し	87	電力自由化による電力契約の変更
	88	一般家庭ごみ収集運搬業務委託のあり方についての検討
市単独事業等の見直し	89	老人市バス特別乗車証の見直し
外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進	90	猪名野やすらぎ荘の廃止
	91	長安寮の移管
	92	母子生活支援施設の移管
	93	尼崎学園の移管
	94	財団法人尼崎健康・医療事業財団補助金の見直し
	95	財団法人尼崎口腔衛生センター補助金の見直し
	96	尼崎リサーチ・インキュベーションセンター用地賃貸借契約の見直し
	97	外郭団体経営改善及び統廃合の取組促進

目標2 地域社会で支える仕組みづくり	(1)地域コミュニティの振興	地域社会で要支援者を支える仕組みづくり	
		地域課題解決のための様々な主体の連携づくり	98 地域における協働運営の仕組みづくり 99 身近な地域での出会いの場づくり
	(2)地域活動団体の育成・支援	市民参加・参画の意識づくり	100 協働に関する市民意識の啓発
		職員の意識づくり	101 職員研修の充実 102 協働推進担当職員の配置
		市民活動の展開のための側面的支援	103 公募制補助金制度の充実
		市民が市民活動を支援する仕組みづくり	
	(3)多様な主体との連携・協働の推進	様々な段階での市民参加・参画の機会の充実	104 Eメールによるアンケートの充実 105 市政サポーター制度の実施 106 市民による協働の取組の検証
		市民からの提案を実現するための仕組みづくり	
		行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実	
	(4)情報公開と情報の共有	行政情報の積極的な公開・提供	107 まちづくりに関する情報の共有化 ①市報、ホームページ等の充実
		市民活動に関する情報の収集・発信	107 まちづくりに関する情報の共有化 ②市民活動発表会の開催 ③公共施設等を活用した情報の発信 ④市民活動情報の集約
目標3 行政経営システムの構築	(1)予算編成システムの改革	決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築	108 予算編成システムの改革
	(2)アウトソーシングの推進	適切な業務執行体制のもと、さらなる民間活力の活用	109 市報あまがさき編集業務の見直し 110 巡回郵便業務及び文書集配業務の見直し 111 庶務事務センターの設置 112 境界明示業務の見直し 113 下水道管渠維持管理業務の見直し
	(3)指定管理者制度の推進	公の施設における指定管理者制度の推進及び公募の拡大	114 あこや学園のアウトソーシング 115 直営により管理している公の施設の指定管理者制度導入の検討 116 外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大
	(4)組織の見直し	組織体制の簡素・効率化等の推進	117 組織体制の簡素・効率化の推進
		組織課題や時代に対応した組織体制の整備	118 組織課題や時代に対応した組織体制の整備

6 施策の重点化方向

プランでは、厳しい財政状況下にあっても、市民の安全・安心の確保を基本に、様々な行政課題やニーズにも着実に対応していく必要があることから、「施策の重点化方向」を示し、限られた財源等を集中することによって、安心・満足して暮らせる“まち”の基盤づくりを目指していきます。

以下に5つの「施策の重点化方向」を掲げます。

1. 市民が健康で安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・市民が健康に生涯を送ることができるよう、生活習慣病をはじめとした疾病予防を積極的に進めていきます。
- ・将来に向けて持続可能なセーフティネットを堅持し、引き続き、生活の基本を支える事業や日常の基本生活に必要な事業を、最優先として取り組んでいきます。
- ・市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など、地域の中の多様な主体が相互に助け合い、支え合える地域社会に向けた取組を推進していきます。

2. 子どもの健やかな成長を見守り、育むまちづくり

- ・子育て経験者の協力を得ることなどにより、地域や社会全体で子育てを支えていく仕組みづくりや、子どものいのちと健康を守り育む食育の推進などに取り組んでいきます。
- ・学力向上を重要な課題と捉え、より効果的・効率的に取組を進めるとともに、家庭での学習習慣の定着を図ることや、心の教育の推進などに努めていきます。
- ・学校など公共施設を地域住民が主体的に利用できるような環境づくりを行い、学校、家庭、地域がより連携した取組を展開していきます。

3. 地域資源を活かし、環境・文化を育むまちづくり

- ・環境保全に取り組む活動について広く情報発信し、協働の輪を広げていきます。
- ・自然エネルギーの利用促進、紙の資源化などのごみ減量・リサイクルの推進に努めるなど、日常の暮らしの中で、できる取組を継続的に進めていきます。
- ・本市の地域資源を、市民の共有の財産として大切に引き継いでいくとともに、その魅力を市内外へ情報提供し、都市イメージの形成に役立てていきます。

4. 元気な産業を育むまちづくり

- ・ものづくり技術開発や、中小企業の高い技術力を継承するための人材育成等の取組を支援していきます。
- ・引き続き、企業の誘致に積極的に取り組むことにより、税収の確保や新たな雇用を創出し、地域経済の活性化を図っていきます。
- ・魅力ある商店街づくりなどを推進するため、商業者の主体的で工夫した取組などを支援していきます。

5. 都市の生活基盤づくり

- ・道路、河川、公共下水道等の市民の生活基盤を支える施設の整備、維持・更新等については、安全・安心の確保を基本に、限られた財源を効果的に配分し、取り組みます。
- ・災害時に指定避難所や活動拠点となる学校施設や消防施設などについては、安全・安心の視点から、優先的かつ計画的に耐震化に向けた取組を進めていきます。

第3章 主要な施策

“あまがさき”行財政構造改革推進プランに基づく取組の初年度として、財政健全化に向けて取組を着実に進める一方、市民の健康づくりや生活の安全・安心の確保、子育て支援や学力向上、環境保全や産業振興などの行政課題に重点的に取り組んでいく。

また、歴史文化や市民活動を担う人材などこれまで培ってきた地域資源を活かしつつ、地域社会でお互いが支えあう仕組みづくりを行い、住民自治基盤の確立に努めていく。

《施策の重点化項目》

- I 市民が健康で安全・安心に暮らせるまちづくり
- II 子どもの健やかな成長を見守り、育むまちづくり
- III 地域資源を活かし、環境・文化を育むまちづくり
- IV 元気な産業を育むまちづくり
- V 都市の生活基盤づくり

・事業費は千円単位で計上
 ・()内は拡充事業の全体事業費のうち、拡充部分の事業費
 ・※は債務負担行為額

I 市民が健康で安全・安心に暮らせるまちづくり

№		主要事業名	事業概要	20年度事業費
1	新規・拡充	協働のまちづくりの基本方向関係事業	協働のまちづくりをさらに進めるため、平成19年7月に策定した協働のまちづくりの基本方向に基づき、各種事業を実施する。 ・協働に関する市民意識の啓発 ・職員研修の充実 ・協働推進担当職員の配置 ・まちづくりに関する情報の共有化 ・Eメールによるアンケートの充実 ・市政サポーター制度の実施 ・市民による協働の取組の検証 ・公募制補助金制度の充実 ・地域における協働運営の仕組みづくり ・身近な地域での出会いの場づくり	21,366 (2,100)
2	新規	洪水ハザードマップ作成事業	市民の防災意識の向上と災害発生時の備えとするため、国土交通省及び兵庫県が作成した「猪名川・藻川浸水想定区域図」「武庫川浸水想定区域図」などをもとに、災害発生時の避難場所及び避難ルートの確保など各種情報を整理・編集した「尼崎市洪水ハザードマップ」を作成し、市民に配布する。	14,529
3	新規	多重債務者対策関係事業	多重債務者対策の取り組みとして、弁護士等による多重債務特別相談の実施など相談体制の充実を図るとともに、啓発事業の実施、多重債務者対策連携会議の運営を行う。	2,927

4	拡 充	重度障害者等特 別給付金支給事 業	国籍要件等により国民年金の適用除外となった重度障害者(障害 基礎年金1級相当)に加え、新たに中度障害者(障害基礎年金2級 相当)も支給対象として給付金を支給する。 重度障害者 月額 70,300円 中度障害者 月額 33,000円	11,666 (2,376)
5	拡 充	ヘルスアップ尼 崎戦略事業	「国保特定健診等実施計画」に基づき、平成20年度から法定化さ れる特定健診・特定保健指導を行う。また、若いうちからの健診を 推奨するとともに、生活習慣病の重症化予防を図り、被保険者の 健康増進と医療費適正化を目指す。 特定健診・特定保健指導(法定) ハイリスク健診・保健指導 生活習慣病予防健診・保健指導 ヘルスアプローチ事業 ヘルストrend事業	577,256 (442,878)
6	新 規	グループホーム 等新規開設サ ポート事業	障害者が地域で自立した生活を送るために必要となるグループ ホームやケアホームの設置を促進するため、その開設に必要な備 品購入費、バリアフリー化改修経費、礼金・敷引等を、社会福祉法 人やNPO法人等に対して補助する。	3,198
7	新 規	重度障害者入院 時コミュニケー ション支援助成 事業	重度障害者で、発語が困難など入院時に医師などとの意思疎通 が十分に図れないために、意思の疎通に熟練した者から支援を受 けた場合に、それにかかる費用を一部助成することで、円滑な診 療行為を得られるなど安心した入院生活が送れるよう支援する。	1,800
8	新 規	障害者就労チャ レンジ事業	知的障害者及び精神障害者に対するより一層の就労支援を図る ため、一定期間本市の臨時的任用職員として雇用し、就労に向け た体験の場を提供する。	3,255
9	新 規	はり・きゅう、あん ま・マッサージ施 術費助成事業	後期高齢者医療保険の被保険者を対象に、はり・きゅう、あんま・ マッサージ施術費の一部助成を行う。 利用回数 1人年間8回	38,612
10	新 規	長安寮整備事業	平成21年度に尼崎市社会福祉事業団へ移管するにあたり、老朽 化が進んでいる施設を整備し、入所者に対する居住環境の向上を 図る。	70,862
11	新 規	小児救急医療電 話相談運営事業	阪神南圏域(尼崎市・西宮市・芦屋市)に設置される小児救急医療 電話相談窓口に対し、県、西宮市、芦屋市とともにその運営費を助 成する。窓口では子どもの急病時における保護者の不安解消等を 図るため休日や夜間に電話相談を受け付け、看護師が医療機関 の受診の必要性や応急措置などについてアドバイスをする。	2,412
12	拡 充	高齢者自立支援 ひろば事業	従来の高齢者世帯生活援助員による巡回型支援システムを改 め、災害復興住宅内に高齢者の見守りや自立を支援する拠点(ひ ろば)を新たに設け、ひろばを中心とした地域主体の支援システム へ移行を図る。 ・設置場所 時友長ノ手、潮江北 各1戸	15,718 (2,778)
13	拡 充	健康サポート事 業	健診受診率の低い小規模事業所労働者を対象に、労働安全衛生 法に基づく定期健診を実施するとともに、特定健診や後期高齢者 健診を実施する。また入学、就職のための健康診断書の発行を行 う。	53,677 (5,315)

14	拡 充	がん対策事業	働き盛りの労働者などハイリスク集団に対して、がん検診に対する普及啓発、受診率の向上、医療機関との連携など総合的ながん対策を実施することで、がんによる死亡率を低下させる。 特に全国と比べて著しく死亡率の高い肺がんと肝がんについては、健康保険者と連携をとり、がん検診受診率の向上を目指す。	121,759 (13,213)
15	拡 充	ねたきり者等歯 科保健対策事業	入院施設等と保健所、歯科医師会等関係機関によるネットワークを構築し、口腔機能の重要性について啓発を図る。さらに、新たに要介護状態になった者が在宅に移行した早期の段階で、歯科衛生士による訪問指導を行い、口腔機能の維持・増進を図る。また、引き続き特別養護老人ホーム入居者に対し、歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による口腔衛生指導を実施する。	6,112 (1,642)
16	拡 充	妊婦健診事業	妊婦健診の確実な受診を促進し、妊娠中の疾病の早期発見・早期治療、予防のための支援を行い、安全な妊娠・出産に資するため、現行の後期健診に加え、前期健診費用についても助成する。	89,821 (23,438)
17	拡 充	幼児期からの健 康食習慣づくり 事業	幼児期から食の大切さを学び、健康的な食習慣を身につけ将来の生活習慣病の予防を図る。児童ホームや幼稚園での食育講座に加え、新たに子育てグループや子ども会などの集まりの場に食育講座を拡大する。また、食育ボランティア（公募）を養成・登録するとともに、食育ボランティアの自主グループ化（食育サポーター）を促進・支援する。	479 (289)
18	継 続	鉄道駅舎エレ ベーター等設置 事業	高齢者、障害者等が鉄道を容易に利用できるように駅舎のバリアフリー化を促進し、福祉のまちづくりに資することを目的として、鉄道事業者に対しエレベーター等の整備費用の補助を行う。 対象 阪神大物駅	33,166
19	継 続	まつば園整備事 業	利用者の処遇環境の向上に資するため、移管先の社会福祉法人が行う施設整備に要する経費の一部を補助するとともに、尼崎市土地開発公社が取得した整備用地の買戻しを行う。	346,413
20	新 規	耐震改修促進計 画策定事業	市民の自己予防意識の高揚を図り、所有者自らによる建築物の耐震化を促進していくため、耐震改修促進計画を策定する。 併せて、耐震化啓発に利用する地震ハザードマップ作成に向けたデータの収集・解析を実施する。	5,000
21	新 規	多数の者が利用 する施設耐震診 断助成事業	民間建築物のうち、災害時に拠点となりうる学校、病院、福祉施設（昭和56年5月31日以前に着工したもので3階以上かつ延べ床面積1,000㎡以上のもの）における耐震診断費用の一部を助成することにより、耐震化を促進する。	3,000
22	拡 充	救急救命士常時 2名乗車体制の 確立	救急救命士の処置拡大及び救急件数の増加に対応し、より安全で高度な救急業務を実施し救命効果を高めるため、救急救命士の常時2名乗車体制構築に向けて、引き続き、職員の救急救命士の資格取得を推進する。	6,312 (6,312)
23	継 続	自動体外式除細 動器（AED）設置 事業	市民等の非医療従事者が応急処置により、心停止者に対して一次救命措置を行えるようにするため、自動体外式除細動器（AED）を小学校（42ヶ所）、消防署所（10ヶ所）、市民プール（2ヶ所）に設置する。	8,232

II 子どもの健やかな成長を見守り、育むまちづくり

Nº		主 要 事 業 名	事 業 概 要	20年度事業費
1	新規	母子生活支援施設整備事業	平成21年度に尼崎市社会福祉事業団へ移管するにあたり、母子世帯の快適な居住環境の確保及び補完保育室など多様なサービスを実施するための施設整備を行う。	109,346
2	新規	青少年による事業企画事業	平成19年度の「青少年による事業企画会議」で提案されたイベント企画を青少年による実行委員会により実施することで、青少年個々の自主性やリーダーシップを育てるとともに、仲間意識や連帯感を深めることを通して青少年の健全育成を図る。	600
3	拡充	乳幼児健康支援デイサービス事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やその回復期で集団保育が困難な乳幼児を一時的に医療機関により保護・看護する。利用定員については、これまでの6人から8人に拡大する。	14,377 (1,378)
4	拡充	保育環境改善事業	多様な保育ニーズへの対応と運営の効率化を図るため、民間移管の手法を導入し、老朽化したプレハブ保育所及び鉄筋コンクリート造りの今福・大島保育所の民間移管を計画的に推進するとともに環境改善を図る。	17,107 (407)
5	拡充	つどいの広場設置推進事業	育児に関する悩みや不安を解消するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場（つどいの広場）を設置する。現在2か所で実施しているものを3か所に拡大する。併せて、現在直営で運営している「親子サロン」を「つどいの広場」に転換していくため、広場の運営を希望する団体等を公募する。	12,824 (4,104)
6	新規	過大規模・過小規模学校対策検討事業	教室が不足する学校及び児童数が著しく少ない学校の課題解消策を検討するため、検討対象校関係者を中心とした過大規模・過小規模学校対策検討会を設置する。 ・設置期間 平成20年6月～平成21年3月 ・対象校 上坂部小学校 園田東小学校	419
7	新規	中学校基礎学力向上プロジェクト事業	学力・生活実態調査の結果から、中学校1年生において学習意欲や学力が低下していることが判明した。中学生の基礎学力を全国的水準に向上させることを目指し、より一層個に応じた学習指導を充実するために、指導補助員を16校（対象：第1学年）に配置する。なお、従前から行ってきた習熟度別学習推進事業（10人を10校に配置）を基礎学力向上プロジェクト事業に転換する。	35,387
8	新規	環境体験事業	命の営みやつながり、命の大切さを理解し思いやりの心を醸成するため、校外体験学習などを通し自然に触れ、環境について学ぶ環境体験事業を実施する。対象は市立小学校25校の3年生とする。	6,430
9	新規	キャリア教育推進事業	市立高等学校5校に通う2年生、3年生を対象に、学問の知識だけでなく、実際に就業を体験することにより様々な職業を知り、また、社会人と共に働くことにより自分達も社会の一員であることを気づかせるために、事業所見学、ジュニアインターンシップ等を実施する。	854

10	新規	市立高等学校教育活性化推進事業(尼崎東高関連)	平成20年度入試(平成20年2月・3月実施)から入学者選抜制度が改編され、複数志願選抜と特色選抜が実施される。 尼崎東高校では特色選抜(音楽類型)を実施することから以下のとおり必要な措置を講じる。 ・各パートレッスンの実施 ・楽器の修理 ・アルカイクホールでの発表会	978
11	新規	いのちの教育派遣事業	生徒が生きていくことの意味や命の大切さについて考えることを目的に、中学校19校で医師、救急救命士などによる命の大切さについての講演等を行う。 ・実施回数 各校年3回	342
12	新規	心の教育ボランティア配置事業	LD、ADHD等の特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が在籍する学校・園にボランティアを配置し、学級担任または支援員を補助して、行動面での指導を支援するとともに、学級経営や学習指導がスムーズに行われるように援助する。	126
13	新規	給食調理業務委託関係事業	給食内容等の充実を図り食育を推進するとともに、業務の効率的な運営を図るため、給食調理業務の民間委託を行う。	108,836
14	拡充	計算力向上事業	児童の基礎学力の向上を図るために小学校15校で実施している計算科を21校で実施する。20年度から新たに実施する6校は、対象を初年度は3年生のみとし、次年度以降は3年生・4年生とする。19年度までに実施した15校は対象を2年生～6年生とし、経過措置を経て3年生・4年生とする。	43,015 (3,476)
15	拡充	心の教育特別支援員配置事業	LD・ADHD等特別な支援を必要とする児童等の学習面・行動面での指導を支援するとともに学級経営や学習指導がスムーズに行われるよう援助するため、市立の幼・小・中学校に配置している心の教育特別支援員を15名から20名に増員し充実を図る。	62,355 (35,853)
16	継続	学校適正規模・適正配置推進事業	児童生徒数の減少により小規模化が進む小・中学校において、教育上適切な児童生徒集団を確保し、良好な学習環境の創出を図るため、小・中学校の適正規模・適正配置を推進する。	2,153,662
17	継続	学校施設耐震化事業	新耐震基準施行(昭和56年)以前に建てられた学校施設の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震補強工事等を実施する。	456,618
18	継続	小学校給食室整備事業	食中毒を防止し、より安全・安心な学校給食を提供するため、既存の小学校給食室をドライ方式が可能な施設に順次整備を行う。また、児童の心身の健康の確保等を目的とする「食育基本法」の主旨に従い、給食内容の充実を図るため、給食調理備品の導入を行う。	164,855
19	継続	市立高等学校教育の推進事業	市立全日制高等学校教育改革実施計画に基づき、尼崎東高校と尼崎産業高校との統合に係る新校舎の建設工事等を行う。	1,578,911 ※7,379,642

20	継続	児童ホーム整備事業	児童ホーム入所を希望している待機児童の解消を図るとともに、障害児を含めた児童の安全確保のため、児童ホームの新築等の施設整備工事を行う。	71,697
21	継続	中学校弁当導入事業	昼食を希望する中学生に対して、栄養価に配慮した米飯弁当の斡旋を試行する。	—

III 地域資源を活かし、環境・文化を育むまちづくり

Nº		主要事業名	事業概要	20年度事業費
1	新規	都市問題調査研究事業(まち情報誌の発刊)	本市の地域資源や地域資産、ものづくり等のセールスポイントを市内外により積極的にPRするため、「まち情報誌」を商工会議所、市内事業者等との協働により発刊する。	4,000
2	新規	地域ポータルサイト検討事業	都市情報の認知度の低さ、地域資源情報の発信の希薄さなどの課題対処のため、本市のトータルな都市情報を発信する地域ポータルサイトの調査・検討を行う。	770
3	新規	郷土画家「白髪一雄」作品整備・発信事業	次世代の市民文化を担う人材を育てるために、総合文化センターにおいて、平成20年度以降、順次、国際的評価の高い市内在住画家・白髪一雄氏の作品・資料の調査・整理・修復を行い、展覧会や画集の発行を含めて、広く一般に公開する。	8,153
4	新規	地球温暖化対策実行計画普及・啓発事業	実行計画の普及・啓発のためのイベントや市民大学講座を開催するほか、市内小売店舗とレジ袋削減等環境関連の協定締結に向けた協議を行い、順次締結する。	2,351
5	新規	し尿等処理方法の見直し事業	クリーンセンターで処理している、し尿等を下水道施設での処理に見直すことに伴う工事の設計業務を委託する。	28,350
6	拡充	立体緑化推進事業	地球温暖化対策の一環として、効果が期待できる壁面緑化の普及を促進するため、公共施設における壁面緑化の取組を拡充するとともに、市民・事業者への普及・啓発事業を展開する。	4,321 (2,042)
7	拡充	ごみ減量・リサイクル推進事業	事業系古紙リサイクルシステムの運用促進、子どもごみマイスター制度の実施、あまがさきごみ減量作戦推進会議の運営等に加え、紙類リサイクル促進等に向けた地域説明会の実施、啓発用映像の製作・活用等、減量・リサイクル施策の展開を図る。	5,306 (2,993)
8	新規	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業	港湾管理者である兵庫県とともに、尼崎臨海地域の貴重な地域資源である運河や河川等を核に、地域、地元企業との協働による魅力ある地域づくりを通じて、臨海地域の活性化を図る。	2,000
9	新規	城内まちづくりの推進に伴う文化財収蔵庫移転事業	城内まちづくりの一環として、文化財収蔵庫を旧城内中学校に移転させ、展示室を設けて市民に収蔵資料を公開するとともに体験学習会等の場として活用することにより、尼崎の歴史や文化財に対する市民の関心を高め、市民と協働で地域資源を守り活かす活動を行う。	42,594

IV 元気な産業を育むまちづくり

Nº		主 要 事 業 名	事 業 概 要	20年度事業費
1	新規	ものづくり雇用創造支援事業	雇用のミスマッチによる市内企業の人手不足解消や雇用の創出のために、ハローワークなどの関係機関と連携し、合同就職相談会などを開催する。	1,479
2	新規	リレーションシップ構築事業	企業の新規創業、新事業展開により、地域産業の活性化を図るため、本市が指定する地域の賃貸オフィスに入居する場合、賃料の一部を助成する。また市の補助金を受けた事業者が地域企業として根付くよう成果発表会を開催する。	2,454
3	新規	企業立地促進法基本計画策定事業	企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、国の同意を得る中で、本法に基づく企業立地促進税制など、国からの各種支援策が受けられるようにし、更なる企業立地の促進を図る。	559
4	新規	ICカード活用商店街活性化事業	商店街や商業施設等での買物の利便性の向上を図るため、交通系ICカード「ピタパ」等のシステム導入に要する経費の一部を補助する。	2,000
5	新規	商業者提案事業	商業団体等が個性的で魅力ある商業集積をめざして、知恵と工夫を活かして新たに取り組むソフト事業で、かつ市内商業の活性化に寄与すると認められる事業に対し経費の一部を補助する。	500
6	拡充	中小企業融資あっ旋事業	中小企業の資金融通の円滑化を図るため、融資あっ旋を行い、経営基盤の安定化に資する。また、平成19年10月から導入された責任共有制度に伴い、融資を受けることが厳しくなる可能性がある小規模企業者に対して、信用保証協会が100%保証する小規模特別融資制度を創設する。	1,527,654 (15,000)
7	継続	企業立地促進条例運営事業	認定審査会の設置による企業立地促進制度の円滑な運用を図るとともに、産業関連団体等との連携などにより、企業の立地促進に係る取り組みを推進する。	687

V 都市の生活基盤づくり

Nº		主 要 事 業 名	事 業 概 要	20年度事業費
1	新規	コールセンター関係事業 [平成19年度設置調査事業を実施]	市民や事業者等から市役所に寄せられる電話での問い合わせに対し、迅速かつ的確な案内・回答を行うため、コールセンターを設置し、電話窓口を一本化する。 また、土曜日・日曜日・祝日及び平日の時間外も対応を行うとともに、問い合わせ情報をデータベース化し、全庁的な情報の共有化を図る。 平成20年4月～ コールセンターの構築・準備 平成21年3月 本格稼働予定	51,494
2	新規	バス交通に関する市民意識調査事業	バス交通のあり方や利用促進策などのバス交通政策に係る課題を検討するため市民意識調査を行う。	2,172
3	新規	公営企業審議会の開催	乗客数の減少が続くなど非常に厳しい事業環境下において、市内の公共輸送機関として重要な役割を担う市営バス事業のあり方について、審議を行う。	8,688
4	継続	墓園整備事業	老朽化が進む弥生ヶ丘墓園を使用者の意向を踏まえた整備・維持管理計画に基づき整備するにあたり、設計業務を委託する。	6,946
5	継続	あまがさき緑遊新都心整備事業	JR尼崎駅北西地区において、広域的交通結節点の地域特性を活かしたまちづくりのため、都市機能更新型の土地区画整理事業を独立行政法人都市再生機構の施行により実施する。また、この事業にあわせて、周辺道路を整備することにより、幹線道路とのネットワークを形成し、交通流の円滑化と歩行者の安全を図る。 1 土地区画整理事業 施行期間 平成12年度～平成21年度 全体事業費 約230億円 施行面積 約22.8ha 都市計画道路5路線、近隣公園等 [平成20年度施行内容] 保留地処分金等による事業(道路整備工事、物件補償等) 2 長洲久々知線立体交差等道路整備事業 施行期間 平成13年度～平成21年度 (ただし、長洲久々知線立体交差事業については延伸予定) 全体事業費 約150億円 長洲久々知線立体交差、尼崎駅前1号線、尼崎駅前3号線等 [平成20年度施行内容] 物件調査、用地測量、用地買収、物件補償、道路改良工事等	1,269,680
6	継続	臨海西部拠点開発事業	臨海西部地域の都市基盤を整備するため、土地区画整理事業を実施する。 土地区画整理事業 施行期間 平成9年度～平成21年度 全体事業費 約130億円 施行面積 約77.8ha 都市計画道路4路線等 [平成20年度施行内容] 橋りょう整備工事、道路整備工事、測量、移設補償等	529,579 ※271,565

7	継続	戸ノ内住宅地区 改良事業等	戸ノ内地区において、住宅地区改良事業及び住宅市街地総合整備事業の手法により、災害に強いまちづくりを目指す。あわせて、工場・住宅の用途地域の純化と集約化を図る。 1 住宅地区改良事業 第3～第5地区 施行期間 昭和56年度～平成25年度 全体事業費 約294億円 改良住宅建設、不良住宅買収除却、道路用地取得等 〔平成20年度施行内容〕 不良住宅買収除却、用地取得、作業所建設、調査設計等 2 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） 施行期間 平成11年度～平成20年度 全体事業費 約36億円 地区面積：約21.2ha 老朽建築物等除却、道路用地取得等 〔平成20年度施行内容〕 老朽建築物等除却、用地取得、道路整備、公園・緑地整備等	1,416,388
8	継続	阪神尼崎駅南地区第一種市街地 再開発事業	市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合に補助を行う。 施行期間 平成16年度～平成23年度（組合解散認可） 全体事業費 約90億円（組合支出総額） 20年度補助対象事業費 8億8,550万円 費用負担（補助対象事業費） 県1/3、市1/3（うち国4/10）、組合1/3	296,481
9	継続	阪神西大阪線延伸事業	「幹線鉄道等活性化事業（乗継円滑化）」による阪神西大阪線の延伸計画（ホーム新設、立体交差化等）の事業費の一部を地元として負担する。 施行期間 平成13年度～平成20年度 全体事業費 約80億円 20年度事業費 10億4,000万円 費用負担 事業費の8%	83,200
10	継続	庄下川都市基盤 河川改修事業	庄下川上流部は市街化により、保水機能が低下している上、護岸の老朽化及び狭小な河川断面積により、洪水時に護岸崩壊や溢水等、危険な状態にあるため、治水機能の強化を図る。 施行期間 平成14年度～平成27年度 全体事業費 約21億円 20年度事業 西塚口新橋～柳縁橋 27m 護岸改修工事、河床掘削工事	223,728
11	継続	市営琴浦・西難波・武庫川住宅 建替事業	老朽化が著しく、浴室設備がないなど早急な住環境の改善を図る必要のある市営琴浦・西難波・武庫川住宅の集約建替えを行う。 施行期間 平成17年度～平成23年度 全体事業費 約46億円（うち1期工事分 約27億円） 20年度事業 本体・屋外附帯工事、住替移転助成等	1,065,205 ※31,515

12	継続	公共下水道整備事業	本市における下水道普及率は、99.9%（平成18年度末）であり、今後は都市型水害や都市化の進展に伴う水環境対策、地震対策のため、浸水対策、合流式下水道改善、高度処理を実施していく。 1 浸水対策事業 未整備地区の雨水管の整備を行う。また、都市型集中豪雨への対応策を検討する。 2 合流式下水道改善事業 合流式下水道の汚濁負荷量の削減、公衆衛生上の安全確保、ごみ、泥等の削減という観点から改善を図る。 3 高度処理推進事業 大阪湾の水質改善を目的として、下水処理場からの放流水の汚濁負荷の低減対策を行う。 4 耐震対策事業 下水処理場、ポンプ場の大規模地震発生時の安全性を確保するための対策を検討する。	978,885
13	継続	ファミリー世帯住宅支援事業	ファミリー世帯の市内定着と居住水準の向上を図るため、持家を取得するファミリー世帯に対し、償還費用の一部補助を行う。	99,881
14	継続	消防庁舎耐震化事業	新耐震基準施行（昭和56年）以前に建てられた消防庁舎の耐震化を推進するため、耐震診断調査及び耐震補強工事を実施する。	43,800
15	継続	耐震性防火水槽整備事業	火災・震災時の消防水利を確保するため、耐震性100トン防火水槽を整備する。	16,795
16	新規	納税催告センター関係事業	市税の収入率を向上させるため、現年課税分のうち、督促状送付後になお未納である納税者を対象に電話による納税催告業務等を行う。 実施期間 平成20年度から平成22年度までの3年間	18,105

みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市役所 企画財政局 調整課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁北館 4 階

電 話 番 号 06-6489-6124

ファックス 06-6489-6793

E メ ー ル ama-gyoseikeiei@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>